

令和 5 年

第 7 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 5 年 6 月 7 日

前橋市農業委員会

令和5年 第7回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年6月7日午後1時58分
- ・閉会日時 令和5年6月7日午後3時29分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	主事 柴野 雄介
主事 佐藤 佑香	嘱託員 福島 美咲	嘱託員 川北 美空	

・議題

- （1）会長の互選について
- （2）農業委員の欠員補充について

・付議事件

- （1）議案第36号 農地法の規定による許可の取消しについて（3条）
- （2）議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （3）議案第38号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （5）議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （6）議案第41号 競売農地の買受適格証明願い 耕作目的について
- （7）議案第42号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地転用等の意見聴取の結果について

高橋局長	それでは、定刻になりましたので、これより令和5年第7回農業委員会総会を開催させていただきます。開会に先立ちまして、江原会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。
江原会長職務代理者	◇（挨拶）
高橋局長	続きまして、本日の出席状況について、ご報告させていただきます。本日の欠席通告者はいらっしゃいません。従いまして在任委員23人中、全員の方の出席であり、本会議は農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますことをご了承ください。 ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますが、会長が不在ですので、江原会長職務代理者よりしくお願いいたします。
議長	《江原会長職務代理者、議長に就任》 それでは、令和5年第7回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。19番 澁澤 聖一委員、20番 青木 朱美委員にお願いいたします。総会での発言については、前回も申し上げましたが、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めていることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。早速、議事に入ります。 それでは、これから総会議題（1）の「会長の互選について」事務局より説明をお願いいたします。
高橋局長	「会長の互選について」説明させていただきます。深町会長におかれましては、去る5月24日にご逝去されました。現在、会長職は空席となっており、会長職務代理者が代行しておりますが、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選したものをもちて充てる」とあり、前橋市農業委員会規程第2条第2項には「会長が欠けるに至った日から30日以内に会長の互選を行わなければならない」と規定されておりますので、速やかに会長を選任する必要があります。 互選の方法につきましては、前橋市農業委員会互選規程第7条の規定により、投票による方法と、出席委員に異議がない場合は、指名推選の方法がございます。 なお、改選後の新体制における会長の互選にあつては、これまで指名推選の方法で行われており、経験のない新任委員さんもいることから、慣例により選考委員を選出し、選考委員が指名推選する方法をとっております。
議長	しかし、今回の場合は、任期途中であり、7月19日までの残りの任期の会長を互選していただくことになりますので、指名推選の場合でも選考委員を選出する形ではなく、今いる委員の皆様から会長の候補者を推選していただく形も考えられるかと思います。 それでは、会長の互選を行います。さきほど説明があった通り、互選方法につきましては、投票又は指名推選となりますが、どのような方法がよろしいかご意見をお願いいたします。指名推選の場合は、選考委員を選出せずに、今ここにいる委員さん方で進めたいかがかと思いますが、その点についてもご意見を願います。
14番委員	指名推選でよろしいかと思います。
議長	今、指名推選の声がありましたので、お諮りいたします。選考委員の選出によらずに、皆様からの指名推選で選任することについてご異議ございませんか。 （異議なし） ご異議ないようですので、会長の選任は選考委員の選出によらず、皆様からの指名推選の方法により互選することに決定いたします。それでは、会長の候補者についてどなたがよろしいか発言をお願いいたします。
14番委員	はい、どの組織でも会長が予期せぬことが起こって会長が欠ける場合は、副会長がその任にあたるというのが筋だと思うので、江原会長職務代理者がそのままスライドするのが

	いいのではないかと。会長職に就いたらいいのではないかと思います。
議 長	ただ今、14番委員から会長に、私、江原 弘を推選するとのご発言がありましたが、他にございませんか。
	(異議なし)
議 長	他にございませんので、ただ今、指名推選のありましたとおり、会長には、私、江原 弘を決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	ご異議ないようですので、会長には、私、江原 弘を選出することに決定いたします。会長が選出されましたので、いったん議長の任を終了します。
高橋局長	それでは新たに会長に選出されました、江原会長にご挨拶をお願いいたします。
江原会長	ただいま会長に選出されました、江原でございます。7月19日までなのですが、ご協力を得まして議事の方を進めて参りたいと思います。よろしくお願いいたします。
高橋局長	ありがとうございます。それでは、次の事項に進みたいと思いますが、会議規則第5条の規定により会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ただ今の、会長選任の結果、会長職務代理者が空席となりました。
	そのため、会長職務代理者を新たに選ぶ必要がありますので、「会長職務代理者の互選について」を議題に追加します。事務局から説明をお願いします。
高橋局長	「会長職務代理者の互選について」ご説明させていただきます。会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」と規定してございます。互選の方法につきましては、会長の互選と同様に投票による方法と、出席委員に異議がない場合は、指名推選の方法となります。
議 長	それでは、会長職務代理者の互選を行います。さきほど説明があった通り、互選方法につきましては、投票又は指名推選となりますが、どのような方法がよろしいかご意見をお願いいたします。
5番委員	指名推選でいいのではないのでしょうか。
議 長	指名推選ということで、どなたがいいか指名していただきたいと思います。
5番委員	ご指名ということですが、この際、江原会長のやりやすい方を指名推選で上げていただくのがよいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。
議 長	ただいま、委員さんから提案がありましたが、私の任期は7月19日までとなりますので、それまでの間ということでは、経験年数が長く、年長の石村委員がよいと考えています。7月20日の改選に伴う新たな会長、会長職務代理者の選任については、改めてご協議いただくことになろうかと思いますので、残任の短い期間ですが石村委員を会長職務代理者として推選いたします。皆さんいかがでしょうか。
	(異議なし)
議 長	他にございませんので、ただ今、指名推選のありました通り、会長職務代理者には石村利夫委員を決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	ご異議ないようですので、会長職務代理者には、石村 利夫委員を選出することに決定いたします。ご協力いただきありがとうございます。
高橋局長	それでは、新たに前橋市農業委員会会長職務代理者に選出されました石村会長職務代理者から、就任のご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
石村会長職務代理者	あんまり適任ではないと思っておりますが、みなさんがよろしいということなので、職務代理者を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
高橋局長	ありがとうございます。それでは、次の議題に進みたいと思いますが、引き続き会長に進行をお願いいたします。
議 長	それでは、これから総会議題(2)の「農業委員の欠員補充について」を議題とし、事

高橋局長	務局より説明をお願いします。 農業委員の欠員補充について説明させていただきます。資料はございません。農業委員の定数は24人ですが、先日5月24日、議席番号21番、深町富士雄委員さんの逝去により欠員が生じております。 農業委員の欠員により、農業委員会の掌握事務を適切に処理できなくなった場合には、速やかに委員の補充を行うことが適当とされていますが、通常の選任手続きと同様に、概ね1か月間の推選・募集、議会の同意が必要とされています。 現委員の任期は令和5年7月19日までであり、これら選任の手続きが現在の任期終了までに間に合わない状況でございます。
議 長	ただいまの事務局の説明によりますと、補充は、欠員によって業務を適切に処理できなくなる場合に行う必要があること、また、公募期間などにより、現任期中の補充は難しい状況であるということです。こうした状況を踏まえまして、欠員補充は行わないことで確認を行っておきたいと思いますが、欠員補充について、ご質問等ありますでしょうか。
14番委員	この欠員は7月19日までのということでしょうか。
高橋局長	そういうことです。
14番委員	20日以降補充されるということですか。
高橋局長	20日以降となりましては新任期となりますので、今候補者になっている方々が議会の議決を得て委員さんになられるということですが、深町前会長さんにおかれましては候補者の辞退が出されておりますので、その方の後任のかたの公募をしている状態です。なので、6月の議会で現候補者の方の23人は議決をされますが、残りのお一方についてはそれには間に合いませんので、今の新たな候補の方が後から同じ手続きで委員になられるという流れになっております。
議 長	他に何かございませんか。それでは農業委員の欠員補充については、欠員補充を行わないことでご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議ないようですので、農業委員の欠員補充については、欠員補充を行わないことに決定いたします。 次に議案第36号 農地法の規定による許可の取消し第3条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤主事	◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。 ◇(意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第36号 農地法の規定による許可の取消し第3条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。 次に議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から9番の審議に入ります。事務局の説明を求めます。
佐藤主事	◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)
議 長	以上、1番から9番の申請につきましては、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	なお、整理番号2番、3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
5番委員 (3班班長)	整理番号3条の2番賃貸借。新規就農の説明をさせていただきます。現地・面接調査案内図は1ページから22ページをご覧ください。面接には譲受人ご本人が来られました。

譲受人は3人の子を持つ母親で、安全安心な野菜を子供達に与えたい。そして、無農薬有機野菜を広めていきたいと考えております。3年前より知人に借りた土地で、野菜作りをしているとのこと。申請地は富士見町小暮地区内の農用地区域内農地で、将来的には取得したいとのこと。申請地ではサツマイモ、ジャガイモ、トマト、トウモロコシ等を栽培するとの事で、その作物を使って加工し、独自化も考えているとのこと。栽培技術に関しては、群馬県立農林大学校の社会人コースの申し込みも済ませ、6月から11月まで月に2日から3日研修を受けるとのこと。現在、所有機械は管理機のみですが、おじさんにトラクターを借りたり、レンタルを使用したりしているとのこと。農業従事者は、本人の母親と友人が働いてくれるそうです。当面の売上目標は200万から300万を考えているとのこと。農地を取得したのちに、栽培品目や加工販売の商品なども具体的に考えています。また、他にこの土地の近くにも、3か所借りたい土地を見つけていて、借りる方向で地主さんに会って、推進委員さんと相談等もしているそうです。調査班としては本人の営農意欲が認められ、また技術習得の努力もされていることから、許可相当と判断しました。以上です。

次に整理番号3条の3番。売買です。現地・面接調査案内図は23ページから43ページです。申請地は市立白川小学校から北東750mに位置する富士見町皆沢地区内の農用地区域内の農地です。この件に関しては、現地調査のみ実施しております。申請地は申請人が一度は相続で取得したものの相続放棄し、今回、相続財産管理人から買い取ることにしたものです。現地は継続して申請人が耕作しており、ネギ、ジャガイモ等が作付けされておりました。調査班としましては、相続前から継続し耕作していることから、特に問題ないと考え、許可相当と判断しました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

6番委員 整理番号7番ですが、面積が58㎡でだいぶ小さいのですが、ここだけで耕作は難しいのではないかと思います。譲受人の方は隣接地を所有しているとか、あるいは耕作していて一体的な利用ができるのかとのことでの申請なのでしょうか。

佐藤主事 事務局佐藤です。今回の申請地が58㎡で小さい面積なのですが、こちらの南側の農地に広がる農地を所有し、耕作しておりますので、一体的に利用するとのことで、問題ないかと思われます。

6番委員 ありがとうございます。

13番委員 2番の件ですが、契約期間が1年と短いと思うのですが、これはどういうことですか。
佐藤主事 書類としての契約期間は1年として申請しておりますが、継続して耕作を続けられそうであれば、買い取りたいということでありました。

13番委員 では1年後に買い取るというわけではないのですか。

高山係長 高山です。面接時は、来年には農地を買う希望があると話しておりました。ただ、現実的にどうなるか、やってみないと分からないところがあるそうです。3条の場合は契約期間一年と言っても、自動継続になりますので、取得ができる状態になったときに購入をすると考えているようなので、大丈夫かなと思います。

13番委員 ありがとうございます。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から9番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第38号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹 ◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

	す。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第３８号 農地法の規定による許可後の計画変更申請第５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定します。 次に、議案第３９号 農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から３番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、１番から３番の申請については農地法第４条第６項の不許可の条件に該当しないため許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号１番から３番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第３９号 農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号１番から３番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第４０号 農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から２０番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上１番から２０番の申請については、農地法第５条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
議 長	なお、整理番号６番、７番、９番、２０番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
５番委員 （３班班長）	整理番号５条の６番、７番現地・面接調査案内図は４４ページから５２ページをご覧ください。申請地は市立原小学校から南西５００ｍに位置し、県道四塚原之郷前橋線に接する西側と南側が道路、北側と東側が宅地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請人は前橋市富士見町原之郷にて土木建築資材や、工具を販売して経営しています。現在の店舗及び事業所は土地及び建物が賃貸であり、資材の搬入路である道路が狭く利便性が悪いため、移転したく、適地を探していたところ、譲ってもらえることになったための申請です。面接には本人と行政書士の２人で見えました。主な事業内容は建築資材の販売で年間売上１億円、従業員４名の会社です。店舗面積２２９．５㎡、事業所１８２８㎡、駐車台数来客用８台、従業員用４台、社用車用３台を確保し、他は資材置場となる予定です。土地には特別土は入れず、全体舗装を考えていて、出入口は南側道路の西側から入る予定です。雨水は浸透枳にし、南側農地の境界は縁石ブロックで雨水等の流入を防ぐとのことです。外灯は付けず、周囲に１．５ｍ簡易的なものと考えているとのこと。調査班としては店舗事業所の利便性が良いことや被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。 整理番号５条９番、現地・面接調査案内図は５３ページから５９ページをご覧ください。申請地は明和県央高等学校から東に約２００ｍに位置し、南側は雑種地、北側と東側は宅地、西側は畑に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。現在市内において、１５箇所特別老人ホーム、通所介護グループホーム等の介護施設の運営を行っており、申請地は現在半分を当法人の駐車場として使用しております。このたび、残りの土地

も駐車場として利用したいとのことです。面接には法人の財務係の方と行政書士の方、2名で来られました。当法人は全体で入所者1,000名、職員450名の高齢者介護施設です。土地は埋め土なしで舗装し、雨水は自然浸透。外灯は付けず、フェンスの設置も考えてないとのことです。出入口は一カ所を予定、隣地道路と境界の確認は6月13日に市が立ち会う予定だそうです。調査班としては、駐車場の必要性が確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。

次に整理番号5条20番、現地・面接調査案内図は60ページから69ページをご覧ください。申請地は県立前橋南高等学校から南西約900mに位置し、北側は田、西側は道路、東側は県道前橋長瀬線、南側は宅地と雑種地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。申請人は申請時において貸店舗を新築工事するにあたり転用申請をするものです。面接には、店舗開発の2名の方と代理人3名で来られました。2020年に前橋1号店をオープンし、貸店舗2店舗もすでに敷地内に営業しており、さらに貸店舗を作り、衣料雑貨等を販売したいということです。ワンストップショッピングと言う、商業形態の施設を目指しているとのことです。ワンストップショッピングとは1つの場所で多様な商品を購入できる形態のことを言うことです。現在、長野37店舗、群馬3店舗、令和5年6月決算で売上見込み額1,230億円、来客駐車場貸店舗として整備している所は169台を予定しています。今回申請店舗の来客見込み数は平日800人から1,000人、従業員数30名、営業時間10時から20時、賃借料年間1,200万円で20年間。申請地は埋め立て、市と協議済み、アスファルト舗装出入口は東側に一箇所だけ増えるそうです。雨水は駐車場内に貯留施設を作り、オーバーフローは水路へ暗渠にして管理するということです。照明は農地に影響のないように片側のみとするとのことです。調査班としては貸店舗の必要性も確認でき、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

6 番委員 現地案内図の45ページに資金計画が書いてありますが、建物の建築費が75万円と書いてあるのですが。同じく50ページの土地利用計画図を見ると建物が227.50㎡とあります。だいぶ建築費が安いと思います。

高山係長 農地係高山です。44、45、46、47ページに申請がでておりまして、倉庫で49㎡、この75万円は一般的な価格で、見積額だという事で特に今回そのためだけに見積を取ったわけでは無いとのことでございました。店舗の方ですね227.9㎡の方につきましては、建築費として900万円が計上されております。両方合わせての申請ですので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

6 番委員 ありがとうございます。あと続けて、5条の整理番号11番についてですが、約700㎡土地を増やしたいということなのですが、これは施設か何か新しい建物ができるのでしょうか。書類の中を見ると駐車場とは書いてないのですね。

望月副主幹 今回の申請地の北側に、既存の障害福祉施設がございます。そちらの方は以前、開発と農転許可を経て、現在、障害福祉サービス事業所を運営しており、周辺雑種地、露天駐車場もあわせて、一体的に障害福祉サービス事業所として開発許可の手続に至っており、農地転用だけを見ると、この一筆700㎡超えだけですが、一体的な利用ということで、調整の方は済んでおります。よろしく願いします。

6 番委員 わかりました。ありがとうございます。

議 長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請については、1番から20番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の

	意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。
	次に、議案第41号 競売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
佐藤主事	◇（議案書・順次、整理番号、公売実施機関、公売期日等を朗読、説明）
	以上、整理番号1番から2番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第41号 競売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号1番から2番を適格とすることに決定いたします。なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。
	続いて、議案第42号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。
川北囑託員	◇（議案書の朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
3番委員	今回の受人は住所が東吾妻ですが、市内で営農を行っているのか。
川北囑託員	はい、西大室町にも拠点があります。
議 長	その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第42号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第42号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。
	次に、協議事項（1）令和4年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、協議をお願いします。
	事務局の説明を求めます。
井草局長補佐	◇（議案書の朗読、説明）
長谷川局長補佐	◇（議案書の朗読、説明）
高山係長	◇（議案書の朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見・質問等なし）
議 長	意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項（1）について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（1）令和4年度 農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について、原案を決定いたします。
	次に、27ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、
	（1）法第4条の届出書の受理状況

- | | |
|----------------------------|-----|
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 26件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 14件 |

また、報告事項(4)は、5月総会において許可とした、法第5条の農地転用2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。

(閉会午後3時29分)

